

平成26年4月1日
 平成31年4月1日一部改正
 令和2年1月31日一部改正
 令和3年4月1日一部改正
 令和5年4月1日一部改正
 令和6年3月31日一部改正
 令和7年4月1日一部改正

滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付基準

補助金の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金
補助金の交付目的	滋賀県難病連絡協議会大津支部が実施する難病相談、学習会、その他各種の啓発活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、難病患者の医療と福祉の向上を図る事を目的とする。
補助金の交付対象者	特定非営利法人滋賀県難病連絡協議会大津支部
補助対象経費	当団体の事業活動に要した経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は130,000円を限度とし、団体の事業活動に要した経費に2分の1を乗じて得た額以内（1,000円未満は切り捨てる）で市長が決定した額とする。
補助金交付事業の開始時期	平成26年4月1日
補助金交付事業の終了時期	令和11年3月31日
その他	大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむをえない事情があると認めたときは、補助事業に着手した後に行うことができる（この場合、補助金の交付決定前に発注、購入、契約等をしたものに係る経費は補助対象経費とすることができる。）。ただし、市長が別に定める期限を経過したときはこの限りでない。
様式	①特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付申請書（様式第1号） [添付書類] 事業計画書、収支予算書、規約、役員並びに相談員名簿 ②特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号） ③特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付請求書（様式第3号） [添付書類] 補助金交付決定通知書の写し ④特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業実績報告書（様式第4号） [添付書類] 事業報告書、収支決算書、領収書等の写し（明細が分かるもの） ⑤特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金確定通知書（様式第5号） ⑥特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金変更承認申請書（様式第6号） [添付書類] 補助金交付決定通知書の写し ⑦特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金変更承認決定通知書（様式第7号） ⑧特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号） [添付書類] 補助金交付決定通知書の写し ⑨特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号） ⑩特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金返還通知書（様式第10号）
担当部署	健康福祉部保健所保健予防課

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付申請書

年　月　日

大　津　市　長

申請者　住所

氏名

大津市補助金等交付規則4条第1項の規定により、特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金の交付について次の通り申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
補助事業の目的及び内容	難病者の医療と福祉の向上の達成
補助事業の経費所要額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手　　年　月　日 完了　　年　月　日
添付書類	(1) 年度事業計画書 (2) 年度収支予算書 (3) 特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部規約 (4) 特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部役員簿 並びに相談員名簿

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付決定通知書

大健保予第 号
年月日

様

大津市長

印

年月日付けで申請のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1号の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
交付決定金額	円
交付条件	(1)大津市補助金等交付規則及び特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付基準の規定を遵守すること。 (2)この補助金は交付対象以外に使用してはならない。 (3)補助金交付決定を受けた事業が完了したときは、 年3月31日までに特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津市部活動補助金実績報告書(様式第4号)を提出すること。 (4)この補助金の使途について、大津市監査委員の監査を受けることがある。 (5)補助事業等の内容が変更になり、そのために本書にて交付決定をした補助金額に変更が生じる場合は、特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金変更承認申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を受けること。 (6)補助事業等を中止又は廃止する場合は、特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業中止(廃止)承認申請書(第9号)を提出し、市長の承認を受けること。 (7)以上の各号に違反した場合は、補助金の一部または全部の返還を命ずることがある。

(注)この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができます。

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金交付請求書

年　月　日

大津市長

補助事業者　住所

氏名

(印)

年　月　日付、大健保予第　　号で交付の決定のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
交付決定金額	円
補助金を一括（分割） 請求する理由	
補助金の既交付額	円
交付請求金額	円
振り込み先 金融機関	金融機関名
	口座番号
	口座名義
添付書類	(1)補助金交付決定通知書の写し

様式第4号

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業実績報告書

年　月　日

大津市長

補助事業者　住所
氏名

年　月　日付け大健保予第　　号で補助金の交付の決定のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手　　年　月　日 完了　　年　月　日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1)事業報告書 (2)収支決算書 (3)領収書等の写し(明細の分かるもの)

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金確定通知書

大健保予第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付、大健保予第 号で補助金の交付決定をした滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

様式第6号

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金変更承認申請書

年　月　日

大　津　市　長

申請者　住所

氏名

年　月　日付け大健保予第　　号で補助金の交付決定のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金の変更の承認について、大津市補助金交付規則第13条第1項の規定により次の通り申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
添付書類	(1)補助金交付決定通知書の写し

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金変更承認決定通知書

大健保予第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2号の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
承認した変更内容	

(注)この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができます。

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業中止(廃止)承認交付申請書

年　月　日

大　津　市　長

申請者　住所

氏名

年　月　日付け大健保予第　　号で補助金の交付決定のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業の中止(廃止)の承認について、大津市補助金交付規則第13条第1項の規定により次の通り申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
中止(廃止)する理由	
中止する年月日	年　月　日
添付書類	(1)補助金交付決定通知書の写し

様式第9号

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業中止(廃止)承認決定通知書

大健保予第 号
年月日

様

大津市長

印

年月日付けで申請のあった特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業の中止(廃止)について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2号の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
中止(廃止)の承認年月日	年月日

(注)この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に申請の取り下げをすることができます。

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金返還通知書

大健保予第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大健保予第 号で交付の決定をした特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1号の規定により次のとおり返還を請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会大津支部活動事業
交付決定金額	円
補助金の既に交付額	円
補助金の交付年月日	年 月 日
交付確定金額	円
返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで

(注)別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合においては、返還期限までに納付されないときは延滞金を納付しなければなりません。